

助成金等交付事業 申請要項

1. 趣旨

青少年の健全育成を図るため、郡山市内の教育施設及び青少年育成団体の公益性の高い活動に対して助成金等を交付する。

2. 助成金等交付事業内容

(1) 青少年教育施設運営助成事業

郡山市内の県立・市立の青少年教育施設（学校を除く）を対象に、青少年活動に必要とされる施設整備、備品の購入等の費用を助成する。

・当財団の年度予算の範囲内で、公費で賄うべきものを除くなど当財団が助成するに相応しい内容を選考するものとする。（詳細は事務局にお問合せください。）

(2) 青少年活動育成助成事業

① 青少年団体への運営助成事業

郡山市内の青少年団体及び青少年を育成する団体を対象に、運営費の一部を助成する。

（郡山市全体を範囲とする親団体を有する単位団体を除く）

・総事業費の2分の1以上の自主財源は確保されているものとする。

・当財団の年度予算の範囲内で、1団体につき総事業費の2分の1以内の額且つ5万円を上限とし、申請団体が多い場合は選考するものとする。

② 特色ある青少年事業に対する助成事業

以下の事業を対象に事業費の一部を助成する。

(ア) 郡山市内で広く募集し開催される青少年健全育成を目的とする特徴的・先駆的な事業

(イ) 全国規模の大会に郡山代表で参加する事業

・当財団の年度予算の範囲内で、1団体につき総事業費の2分の1以内の額且つ5万円を上限とし、申請団体が多い場合は選考するものとする。

③ 特別支援学校後援団体への運営費助成

以下の事業を対象に事業費の一部を助成する。

郡山市内にある支援学校（福島県立郡山支援学校・福島県総合療育センター、福島県立あぶくま支援学校、福島県立聴覚支援学校）の後援団体への運営費助成を助成する。

3. 助成金対象経費

助成対象経費の概要は別表のとおりとする。

4. 応募方法／提出期限

(1) 希望者は、別紙「助成金等交付申請書1号様式（1号様式）」に下記の関係書類を添付の上、事務局に提出する。

(2) 提出期限：令和7年10月31日（金）

<関係書類>

ア 青少年施設運営助成事業

施設事業計画書、理由書（任意様式）、見積書等

イ 青少年団体への運営助成事業

団体の事業内容を記す資料(事業報告、決算書、事業計画書、予算書、役員名簿、規約、領収書写等)

ウ 特色ある青少年事業に対する助成事業

事業概要説明、事業計画書、予算書、実施要項、関係者名簿、領収書写等

エ その他理事長が必要と認めて指示する書類

※ 新規申請の団体は、事務局にご一報ください。

5. 選考方法及び結果通知

11月に開催する当財団の助成金選考委員会で審査の上、採否と助成金交付額を決定し、申請者に通知する。なお、申請者は、申請の翌年2月上旬に開催する「助成金等贈呈式」に出席し、助成金等を受領するものとする。（代理出席也可）

6. 事業実績報告

助成団体等は、助成事業等が完了したときは、事業完了後1か月以内に、助成事業等実績報告書（第7号様式）に助成事業等に係る収支決算書等の書類を添付して事務局に報告する。

尚、添付する事業の様子を写した写真については、被写体に対して、ホームページへの公開ならびに使用の許可を得ること。

〔別表〕 助成対象経費

科 目	内 容
報償費（謝金）	講師・指導者・司会者等への謝金
旅費	講師等の交通費、宿泊費
需用費	文具、消耗品、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、電話代、切手等
使用料・賃借料	会場借用、リース料等
負担金	会議参加負担金等
備品費	活動に必要な機器、工具、教材等

※食料費及び団体移動の際のバス代は対象外とします。

〔資料請求・問い合わせ先等〕

〒963-8011

郡山市若葉町17番18号（陸奥テックコンサルタント株式会社 内）

公益財団法人福島県青少年教育振興会事務局

Tel024-954-5868 Fax024-954-6760

E-Mail : info@fukushima-yed.or.jp